

ボランティア及び地域連携活動の受託に関する方針

桐蔭横浜大学は、ユニバーシティ・ポリシーに基づき、学生のボランティア及び地域交流活動を支援しているが、学生のボランティア及び地域連携活動を受け入れる団体の提供するボランティア及び地域連携活動に関する情報（以下、「ボランティア等情報」という。）を受け付ける際の方針を、以下のように定める。

ただし、教職課程に関するボランティアについては、本方針の限りではない。

1. 定義及び活動の目的

(1) 本方針において、ボランティアとは、原則として無償で、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為をいう。また、地域連携活動とは学生と教職員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動をいう。

(2) 本方針は、ボランティア及び地域連携活動を行う学生が、これらの活動を通して、主体的に社会と関わり、その中で「人生と学びの基盤となる力」を発揮することで、社会の持続可能な発展に貢献し新たな価値を生み出すことができる人材になることを目的とする。

2. 受入れ可能な活動・団体

(1) 受入れ団体は、以下の条件を満たす活動を行う団体でなければならない。

- ①公益性、公共性が高い活動
- ②営利を目的としない活動
- ③活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- ④受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

(2) 桐蔭横浜大学は、以下に該当する活動・団体については受け付けない。

- ①各種法令に反する活動・団体
- ②反社会的勢力が関係する活動・団体
- ③公序良俗に反する活動・団体
- ④特定の政党・政治家・政治的信条を支持する活動・団体
- ⑤特定の宗教を布教する活動・団体
- ⑥営利を目的とした活動
- ⑦本来、有資格者によってなされるべき活動
- ⑧労働の対価として金銭的報酬がある活動（交通費・食費など費用弁償程度の支給は無償とみなす）
- ⑨個人からの依頼による活動

- ⑩深夜 22 時～早朝 6 時までの活動（ただし、キャンプ活動等の宿泊は除く）
- ⑪その他、ユニバーシティ・ポリシーに反する活動や、学生にとってリスクが高く、学生が行う取り組みとして不相当と判断される活動

3. 受入れ団体は、以下の点を申し合わせ事項として確認する。

- (1) 申し込みをした学生に対して、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めること
- (2) 活動を始める前には、オリエンテーションを実施し、必要な情報や留意点を予め伝達すること。また、活動開始後は、必要に応じて研修等の支援を行うこと
- (3) ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと
- (4) 学生を対象とした傷害保険への加入、又は保険料助成等を行うこと
- (5) ボランティア活動中に、活動内容や条件に変更が生じた場合には、受入れ団体は速やかに学生に変更内容を説明し、桐蔭横浜大学へ変更内容を連絡のうえ、学生の合意を得て活動を再開すること
- (6) 学生がボランティア活動を行った際に、募集条件と異なる状況が生じた場合、精神的、肉体的な苦痛を受けた場合等には、桐蔭横浜大学が受入れ団体と調整、苦情申し出等の対応をする場合がある
- (7) 受入れ団体は、ボランティア活動終了後、桐蔭横浜大学に活動報告（本学所定の書式を利用）を提出すること

4. 免責

活動中に発生した学生と受入れ団体とのトラブルに対しては原則として桐蔭横浜大学は関与せず、桐蔭横浜大学の故意又は重過失により生じたものを除き、桐蔭横浜大学は責任を負わない。

5. 第三者とのトラブル

活動中に学生と第三者とのトラブルが生じた場合、受入れ団体の責任で解決するものとする。

6. 個人情報の取り扱い

- (1) 桐蔭横浜大学は、受入れ団体から提供された個人情報を、活動情報の提供の目的のみに使用する。
- (2) 受入れ団体は、ボランティア活動を行う学生の個人情報の保護や肖像の資料について、桐蔭横浜大学の規則に準じ、必ず事前に学生の同意を得て、取扱いには十分配慮しなければならない。

7. 秘密保持

(1) 桐蔭横浜大学及び受入れ団体は、相手方から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した営業上の情報、本契約の存在および内容その他一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、情報を受領した者（以下「被開示者」という。）は、自己または関係会社の役職員または弁護士等法令に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、被開示者の責任において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。

また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、当該要請があった旨を遅滞なく相手方に書面にて通知を行った場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

(3) 被開示者が次の各号の情報に該当することを証明できる場合には、当該情報は秘密情報の対象外とする。

- ①開示の時、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
- ②開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- ③開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情法
- ④被開示者が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した情報
- ⑤開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報

(4) 本条は、受入れ終了後も3年間は引き続き効力を有するものとする。

8. 桐蔭横浜大学の窓口は、トランジションセンター大学事務室のボランティア・ラボとする。

以上

令和6年11月11日